平成２２年（フ）第３号
北九州市小倉南区徳力団地65番501号
債務者　小田　篤史
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３号
福島県白河市上野原７番地11
債務者　根本　国広
1　決定年月日時　平成22年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月９日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第３７９１号
名古屋市守山区八剣２丁目1012番地　第２寺尾ビル405号
債務者　成田工業こと　成田　健也
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７９２号
名古屋市守山区八剣２丁目1012番地　第２寺尾ビル405号
債務者　成田多恵子
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１００１号
福岡県中間市星ヶ丘４番104号
債務者　浦上　大助
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１１８５号
北九州市戸畑区三六町９番14号
債務者　磯田　明美
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第３２号
北九州市八幡西区東筑１丁目10番２―601号
債務者　藤永　徹治（旧姓有吉）
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４５号
北九州市八幡西区若葉３丁目12番18号　102号
債務者　永浦　　誠
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３７７号
青森県平川市猿賀浅井14番地１　メゾンラフォーレＡ―６
債務者　工藤　　恵
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２号
青森県南津軽郡藤崎町大字水沼字浅田71番地４
債務者　久保田　億
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１６号
青森県弘前市大字寒沢町３番地２　寒沢マンション２号
債務者　小林　せつ
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１５号
松江市上乃木６丁目11番43号
債務者　松本　和子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７０３号
名古屋市中村区中島町３丁目33番地の４
債務者　名島　卓治
1　決定年月日時　平成22年２月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４号
松江市西津田10丁目６番29―121号県営住宅
債務者　木村　優一
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８号
島根県仁多郡奥出雲町三成152番地22　公社滝の上団地２―211
債務者　糸原　澄子
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月20日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２８８号
福島県いわき市平下神谷字南一里塚18番地の２
債務者　高萩　　光
1　決定年月日時　平成22年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第３号
福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田30番地市営住宅499、従前の住所福島県いわき市常磐藤原町小幡１番地の１
債務者　三品　　進
1　決定年月日時　平成22年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月21日まで
福島地方裁判所いわき支部